

新市建設計画（変更案）に関するパブリックコメント（意見募集）
募集要項

【目的】

新市建設計画は、新市のまちづくりの将来ビジョンを示すものとして、合併前に志摩地域合併協議会が策定した計画であり、同計画に基づいて行う事業に対する財源として、合併特例債（※）を活用することが可能となっています。

合併特例債は、平成24年6月に改正された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、起債可能期間が延長されたため、志摩市では合併特例債を有効に活用するため、平成26年12月に新市建設計画の計画期間を平成31年度（令和元年度）末まで5年間延長しました。

その後、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大などにより、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況を踏まえ、平成30年4月に再度法改正が行われ、合併特例債の起債可能期間をさらに5年間延長することが可能となったことから、法の趣旨を踏まえ、より財源を有効に活用できる環境を整えるために同計画の計画期間を5年間再延長するとともに、延長に伴う財政計画の変更を行おうとするものです。

（※）合併特例債は、まちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債のこと。事業費の95%に充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

【実施主体】

志摩市

【募集期間】

令和元年9月6日（金）～令和元年10月7日（月）【32日間】

【募集対象者】

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④市内の学校に在学する者
- ⑤その他本計画に利害関係を有する者

【計画案の公表方法】

- ①市ホームページに掲載
- ②市役所本庁1階ロビー（情報コーナー）での閲覧
- ③総合政策課（志摩市役所5階）の窓口での閲覧
- ④各支所の窓口での閲覧

<p>【意見等の提出方法】</p>	<p>①総合政策課窓口へ書面(所定様式)の持参 ②各支所への書面(所定様式)の持参 ③郵送 ④ファクシミリ ⑤電子メール ※意見等をご提出いただく方は、住所、氏名、連絡先及び募集対象者であることを示す事項を明らかにしていただかなければなりません。</p>
<p>【結果の公表】</p>	<p>提出された意見につきましては、次に掲げる事項を公表します。 (但し、氏名等の個人情報を除きます。) ①提出された意見の概要 ②出された意見に対する市の考え方 ③計画案を修正した場合には、修正した内容</p>
<p>※問い合わせ先 志摩市役所政策推進部総合政策課政策調整係 〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22 TEL 44-0205 / Fax 44-5252 E-mail : sogoseisaku@city.shima.lg.jp</p>	